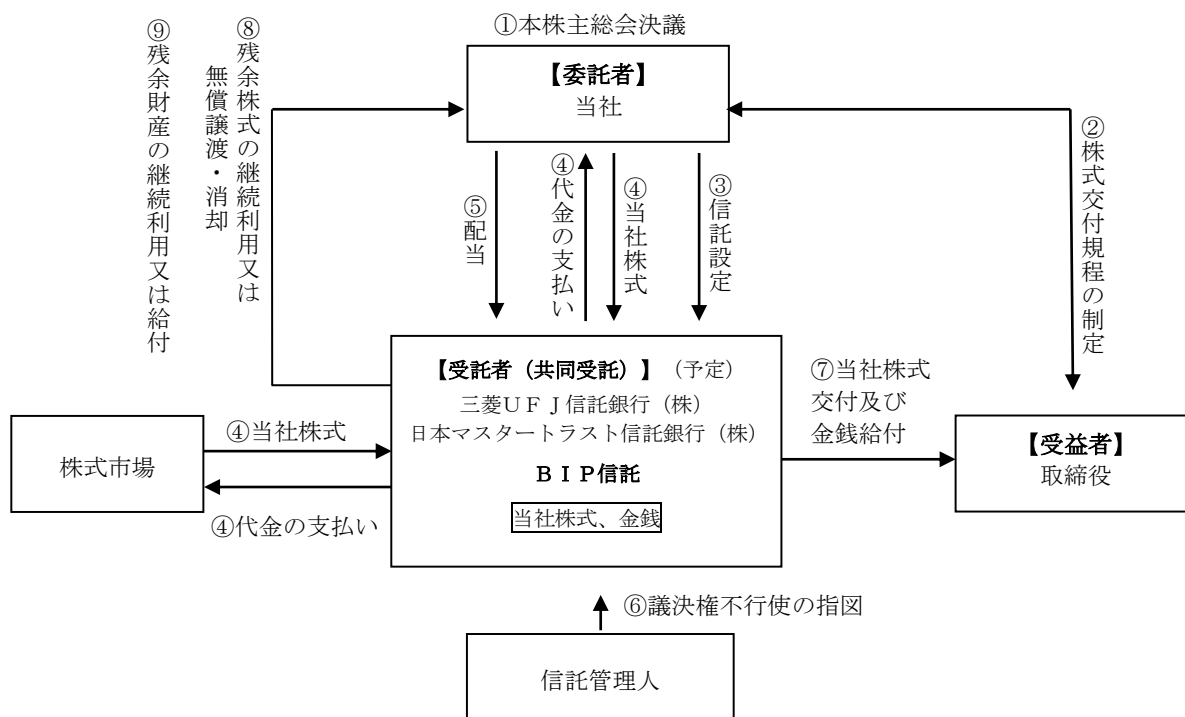


本制度の仕組み



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において本制度に基づく役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とするBIP信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、取締役に一定のポイント数が付与されます。取締役が一定の受益者要件を満たした場合、当該ポイント数の一定割合に相当する当社株式を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付します。
- ⑧ 対象期間（下記3(1)に定めます。）における目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について付与される累積ポイント数（下記3(5)に定めます。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記3(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（下記(4)②による本信託の継続が行われた場合には、以降の3事業年度とします。以下「対象期間」といいます。）を対象として、役員及び中期経営計画等の目標達成度等に応じた当社株式等について、当社の取締役が役員報酬として、交付等を行う制度です。

なお、取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として取締役の退任後です。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)②による本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、原則として退任（死亡による退任を含みます。）後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益権確定手続を経た上で、累積ポイント数（下記(5)に定めます。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に取締役であること（制度開始日以降に新たに取締役となったものを含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ④ 取締役を退任していること（※1）（※2）
- ⑤ 自己都合で退任した者及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者又は解任された者でないこと
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※1）下記(4)③に記載する信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

（※2）海外赴任が決定した場合、当該対象者には、取締役の在任中であっても当社株式等の交付等がされることがあります。

(4) 信託期間

① 本信託の信託期間

2018年8月23日（予定）から2021年8月末日（予定）までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与された累積ポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

③ 本信託の終了の扱い（追加信託を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記②の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託を延長します。ただし、その場合には、取締役に新たなポイント付与は行いません。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等

取締役に交付等が行われる当社株式等は、在任期間中に付与された下記の固定ポイントと業績連動ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

<ポイント付与ルール>

取締役に、毎年、役員等に応じて設定される株式報酬金額を、本信託における当社株式の平均取得単価（※3）で除した数のうち、50%を固定ポイントとして、50%を業績連動ポイントとして付与し、それぞれ累積加算します。業績連動ポイントは、対象期間ごとの累積値に対象期間中の中期経営計画等の目標達成度等（※4）（※5）に応じた業績連動係数を乗じ、0%～200%の範囲内で変動します。

（※3）上記(4)②による本信託の継続を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価とします。

（※4）対象期間中の目標値は、当社の中期経営計画に掲げている連結売上高や連結営業利益、連結営業利益率及びROE等とします。

（※5）対象期間の途中で退任する取締役については、中期経営計画等の目標達成度に代えて直前の事業年度における目標達成度を基準に業績連動係数を決定します。

(6) 取締役への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任（死亡時を除きます。）後に、上記(5)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該累積ポイント数の60%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当社株式について交

付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、当該取締役が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数の全部について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。

なお、取締役が死亡した場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、取締役が海外赴任となった場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

また、上記(4)③記載の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託において取締役に付与するポイントの上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の上限額及び取締役に付与するポイントの上限数は、本株主総会決議で承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 本信託に拠出される信託金の上限額 310 百万円（3 年分）

（信託期間中の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬及び信託費用の合算金額となります。）

② 取締役に付与するポイントの総数の上限 195,000 ポイント

（上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。また、信託期間中に本信託が取得する当社株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる取締役に付与するポイントの1年あたりの総数の上限に1ポイントにつき当社株式1株を乗じた数に相当する株式数（195,000株）を上限とします。）

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び取得株式数の範囲内で、当社（自己株式処分）又は株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

対象期間における目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用す

る場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 制度対象者 | 当社の取締役 |
| ② 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ③ 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ④ 委託者 | 当社 |
| ⑤ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑥ 受益者 | 制度対象者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑦ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑧ 信託契約日 | 2018年8月23日（予定） |
| ⑨ 信託の期間 | 2018年8月23日（予定）～2021年8月末日（予定） |
| ⑩ 制度開始日 | 2018年9月3日（予定） |
| ⑪ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑫ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑬ 信託金の上限額 | 310百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑭ 取得方法 | 当社（自己株式処分）又は株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上